

登記事務・権限等の地方への一律的な移譲に反対する意見書（案）

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、国の出先機関は原則廃止との姿勢のもと、事務・権限を地方自治体に移譲することにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにすると定められた。

本市を初めとした指定都市は、周辺地域も含めた広域的な行政サービスを提供するとともに、福祉・医療施策など大都市特有の行政需要に効率的・効果的に対応することが求められている。このことから、総合的で一元的なサービス提供のため、府県の事務はもとより、国の事務・権限であっても、真に国が担うべきものを除き指定都市へ移譲すべきであり、国の出先機関の原則廃止に向けた改革を一層推進する必要がある。

とりわけ、法務局の行う登記事務は、国の行う事務の中でも住民に身近な事務の一つであり、戸籍事務等とあわせ、総合的で一元的な行政サービスの提供、市民の利便性の向上が期待できるものである。

一方で登記事務を処理するに当たっては、中立性・公正性を第一として全国統一の事務処理基準によらなければならないことはもとより、民法、不動産登記法等の高度な専門知識・能力に基づく判断が求められる。地方に一律に移管された場合、自治体間で対応能力に差が生じることも懸念されるため、地方の実情・規模・能力等を踏まえた上で検討する必要がある。

よって、国におかれては、登記の事務・権限の地方への移譲に当たっては、広範な議論を尽くし、慎重に検討されることを強く要望する。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年　　月　　日（議決年月日）

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

）　　あて

横浜市議会議長名